

スペイン領フィリピンにおける 中国人移民社会の変容

—— 異教徒の「他者」からスペイン国王の「臣民」へ ——

菅 谷 成 子

はじめに

スペインの植民地統治は、カトリシズムの普及を支配の正統性原理とするものであった。すなわち、「新発見の土地（インディアス）」の住民がカトリシズムに帰依することは、住民の意志はどうあれ、スペイン国王——ローマ教皇の權威の世俗世界における代理——の支配に服することに同意したとみなされたのである。それゆえ、スペイン領インディアスの住民は、斉しくカトリシズムを受容することが求められた。1565年に、セブに最初のスペイン根拠地が築かれたフィリピン諸島も、インディアスの最西端に位置する植民地として、その例外ではなかった!

その一方、フィリピン諸島は、その地理的な位置から、中国・福建省との関係が深かった。本稿では、スペイン領フィリピンに移民した中国人にとって、スペイン統治の正統性原理であったカトリシズムが、彼らのスペイン領フィリピンでの「土着化」あるいは「僑居化」もしくは「他者」であり続けること、別言すれば、アイデンティティの選択において、いかなる歴史的意味をもっていたのかを検討する。スペイン領フィリピンにおける事例が、今日的な問題でもある世界各地の中国系住民の選択的アイデンティティの問題にどう繋がっていくのか、あるいは、繋がっていないのか、さらにまた彼らを「華僑・華人」

として本質論的に捉えることの陥穽について考える手掛かりとなればと思う。

フィリピン史において、スペイン植民統治下の1750-1820年は、一つの転機であったとされる。それは、現在に繋がるフィリピンの社会経済構造の基本的枠組みが形成される変動期と目されるからである²⁾。その過程で、中国人移民と現地女性との婚姻により生まれた混血の子孫、中国系メスティーソが植民地社会における一つの社会集団として析出してきた。中国系メスティーソは、諸島各地を結ぶ商業活動に従事し、また商品農業および土地への投資を通して、植民地の社会経済構造の変容を促進させる主要な担い手となった。さらに、その財力を背景に植民地の知識層として、19世紀末葉の革命に繋がる民族運動の昂揚や「フィリピン人」の生成に寄与し、彼ら自身が「フィリピン人」となった³⁾。このように、中国系メスティーソは、フィリピン近代史を語る上で欠くことのできない存在であったが、彼らは、なぜ「フィリピン人」になりえたのであろうか。

その文脈において、18世紀中葉のアランディア総督（在任、1754-59年）が実施した非カトリック教徒中国人の一斉追放は重要であった。これは、マニラを中心とする中国人移民社会が総体としてカトリック化したことを意味した。中国人は、カトリック教会に認知された現地女性との婚姻を通して、正式に家族を形成することが可能になった。その結果、中国人移民社会は、中国系メスティーソを産み出す母胎に転化した³⁾。換言すると、中国人社会は、「脱中国人化」すなわち「土着化」することによって、逆説的に、カトリシズムを基底にすえたスペイン植民地社会において、その存続が保証されたのである。

一方、スペイン植民地政府からみれば、これまで異教徒として、植民地の「他者」としてあった中国人移民社会が、植民地支配の正統性原理であったカトリシズムを受容し、教会の支配を受け入れたことになる。ここにおいて、個々の中国人は、洗礼、婚姻、癒し（終油）の秘跡などを通して、教区簿冊に記録されるスペイン領フィリピンの正統な住民となった。すなわち、彼らは、スペイン国王の「臣民」として把捉され、スペインの植民地統治体制に取り込まれることになったのである⁴⁾。

アランディア総督が示した中国人移民受け入れの枠組み——中国人移民を原則としてカトリック教徒に限るという受け入れ方針は、七年戦争に関連してイギリスがマニラを占領（1762-64年）したことに起因する「対英協力中国人の追放」などの曲折はあったが、基本的に19世紀前葉に至るまで堅持された。

1. スペインのフィリピン支配と中国人

スペイン領フィリピンは、1571年以来、約250年にわたって、事実上、スペイン本国との唯一の通信手段であったヌエバ・エスパーニャ副王領（メキシコ）とマニラとを結んだ大型帆船、マニラ・ガレオン船の定期運航によって維持されていた。スペイン人の経済生活を支えたのは、生糸や絹織物などのアジアの商品を新大陸の銀と交換することを主な内容としたマニラ・ガレオン貿易の利潤であった。植民地の財政もまた、メキシコからガレオン船でもたらされる銀、財政補填金（situado）に多くを負っていた。マニラは、新大陸の銀がアジアへ流入するゲイトウェイであった。

他方、マニラ・ガレオン貿易を支えたのは、銀を求める福建貿易商人であった。彼らは、福建—マニラ間の中国帆船貿易を主宰し、メキシコへの中継輸出品として不可欠な生糸、絹織物、陶磁器などをもたらした。さらに、これらの貿易船は、銀を求める多数の小売商人や職人をももたらし、スペイン人の日常生活は急速に彼らの提供する各種の商品やサービスに依存するものとなった。マニラ・ガレオン貿易は、福建とマニラを抜きがたく結びつけたのである。当時のスペイン世界と中国世界における金銀交換比率の差を背景に、17世紀中葉に至る中国帆船貿易の最盛期には、貿易シーズン中、2万人以上の中国人がマニラおよびその周辺に居住するなど、支配者であるスペイン人の人口を凌駕する中国人が存在した⁵⁾

これらの中国人は、フィリピン総督府にとって、関税、貢税、居住許可税（18世紀後葉に貢税と合わせて人頭税となった）収入をもたらす貴重な財源であったが、スペイン人にとっては、一般に理解不能な異文化集団でもあった。フィリ

ピン総督府は、これらの中国人を、カトリシズムを基底にすえる植民地社会における異教の「他者」と捉え、「異教徒(=不忠実な)中国人 (sanglely infiel)」と分類し、植民地の安寧への潜在的脅威であると認識した。そのため、スペインの中国人政策の眼目は、「財源としての中国人」と「植民地の安寧」との間でいかに折り合いをつけるか、すなわち、「他者」である彼らの存在をどこまで許容し、そして利用するかであった。

スペインの中国人政策の要となったのは、1581-82年にかけて商業センターかつ中国人指定居住区として設置されたマニラの「パリアン」であった⁸⁾。スペイン当局は、一方において、中国人を「他者」と位置づけ、移動・居住の制限を課し、それと密接に関連する税制による管理を行ったが、他方、統治の正統性原理であるカトリシズムの布教を通して、彼らを植民地社会に「統合」し、その正統な住民として取り込もうとした。しかしながら、18世紀中葉に至るまでは、カトリシズムの受容は、事実上、中国人移民が植民地に定住するさいの要件とはなっていなかった。そのため、圧倒的多数の中国人移民は「異教徒」のまま植民地にとどまり、彼らは、実質的にスペインの統治理念の埒外にあって「他者」であり続けたといえる⁹⁾。

とはいえ、少数派ながら、植民地には一貫してカトリシズムに帰依した中国人移民の存在があった。これらの人びとは、1594年には、マニラ市(イントラムロス)の対岸に位置するピノンドに固有の居住地を与えられ、ドミニコ会の司牧の下におかれた。また、ピノンドに隣接するサンタ・クルスには、16世紀末葉にイエズス会が耕作地を設置し、改宗した中国人を入植させた。彼らは、地元のタガログ人とともに、小作として米、トウモロコシやサトウキビ栽培に従事した。これらの地区は、スペイン当局がその後、一貫して中国人カトリック教徒、特に既婚者の居住すべき「場」とみなした結果、中国人と現地女性との婚姻によって、継続的に中国系メスティーソを生み出すことになった。そのうち、サンタ・クルスは、マニラの都市的発展の過程で、絵師、象牙細工、金銀細工、宝石加工の職人の集まる地区に変貌し、18世紀中葉までには中国系メスティーソとタガログ人が相半ばして居住する地区となっていた⁸⁾。

またピノンドは、スペイン領フィリピンにおけるカトリック信仰の発展に、中国人移民およびその混血の子孫がかかわっていたことを象徴的に示す地でもあった。たとえば、1987年に列聖されたフィリピン人最初のカトリック聖人ロレンソ・ルイスは、中国人の父親とタガログ人の母親との間に生まれた。聖ロレンソは、1637年にキリシタン禁教下の長崎、西坂刑場で処刑された日本殉教者の一人である。さらに、ピノンドは、フィリピン固有の女子修道会——現在の聖母マリア修道会 (Congregation of the Religious of the Virgin Mary, RVM) の基礎を築いた中国系メステイーン、イグナシア・デル・エスピリトゥ・サント (1663-1748年) を出した地でもある。彼女は、1684年に「イエズス会女子信心会 (ベアテリオ; Beaterio de la Compañía de Jesús)」を組織した。マザー・イグナシアは、熱心なカトリック信徒であったが、当時の各派修道会が土着の諸島住民を正式の会員として受け入れなかったことを背景に、イエズス会士の助言と協力をえてベアテリオを設立したのである⁹⁾。

2. アランディア総督の中国人追放 —— 異教徒の「他者」からスペイン国王の「臣民」へ ——

1754年に着任したアランディア総督は入念な準備を行った上で、翌55年に非カトリック教徒中国人の追放を断行した。これは、植民地経済の実権をスペイン人の手に取り戻すことを直接の目的としていた。すなわち、植民地における中国人の経済活動を必要最低限に抑え、その人口を抑制する必要がある。その現実的で有効な手段として、カトリシズム受容の強制がなされたものと考えられる。

この背景には、1700年のスペイン王室の交替があった。ハプスブルグ家にとって代わったブルボン家は、国家権力の強化を目指す「ブルボンの改革」に着手していた。中央集権化、税制の改革、産業の振興などの諸改革が、スペイン本国はもとより、インディアスにおいてもその支配をより実効あるものにするため、推進されることになった¹⁰⁾。スペイン領フィリピンでは、イギリス等の

海上活動の活発化によって、太平洋上でのガレオン船の安全が保障されなくなる一方、銀のインディアス域外への流出を招いているとして、マニラ・ガレオン貿易体制からの脱却——諸島産品の開発を推進するとともに、中国人への依存を減じ、スペイン人の主導する植民地経済の樹立が求められた。

その一方、スペイン領フィリピンでは、すでに17世紀末葉以降、たびたび非カトリック教徒の中国人移民を追放することが提議されるようになっていた。これらの追放の試みは、必ずしも徹底されず、概ね、一時的な措置に留まるものであったが、これらの企図の背景にあったものはなんであろうか。

一つは、清朝の「遷界令」(1661-83年)である。これによって、1571年以来、マニラ・ガレオン貿易体制の下で植民地の経済を支えてきた福建—マニラ間の中国貿易が縮小するに至った¹¹⁾この間、インド・コロマンデル海岸に勢力をはったイギリスのマニラ貿易への参入が進み、インド綿布がマニラ・ガレオン船の積荷に食い込むようになった。このことは、当時のインド綿布の世界的な需要拡大のなかで、スペイン領フィリピンにおける福建—マニラ間貿易の意味を相対化する契機となった¹²⁾その結果、財源としての中国人の価値をも減じ、スペイン人の中国人をめぐる政策的判断を変化させたと思われる。

マニラに残留した中国人は、従来の商業的利潤をあげえなくなったと思われるが、これと軌を一にして、マニラ市の財政の悪化が報告されている。マニラ市のマドリードにおける代理人は、パリアンを出て地方で商業を営み、賃料を支払わずにいる中国人が多数にのぼるとし、その窮状を訴えている。その当時のマニラ市の財政を支えていたのは、主にパリアンに設けられた店舗などの不動産からあがる賃貸料収入であった。マニラ市は、パリアンにおける空き店舗の増加による財政状況の悪化に直面し、その対応に迫られていたのである¹³⁾

この間、経済機会を求めてパリアンを出て、地方に進出・定着した中国人は、各地域経済に影響を及ぼすようになった。すでに1670年代には、スペイン人は、これらの中国人が強固な人的ネットワークを構築したうえ、各地の経済活動を担っていた地元の商人や職人らを共同して廃業に追い込んで、その利益を全て掌中に収め、地方経済の独占をすすめ、人びとの生活を圧迫していると非

難していた。さらに、各地のカトリック化した諸島住民が、これらの「異教徒」中国人の「悪習」に染まり、カトリック信仰の維持に悪影響があると危惧されるようになっていた¹⁴⁾

一方、フィリピン総督府は、その当時、必ずしも中国人移民を直接に捕捉していたのではなかった。すなわち、マニラの中国人移民社会の指導者である頭領層（ゴベルナドールシリョ [gobnadorcillo] およびカベシーリャ [cabecilla]、カピタンの称号を有し、カトリック教徒であった）を通して間接的に捕捉するのみであった。たとえば、徴税についても、中国人に課せられた貢税や居住許可税などは、入札による請負制を採用していた。その結果、中国人社会の指導者のなかでも少数の有力者が交替で請負権をえて、当該年度の納税に責任をもっていたため、その納入額が必ずしも現実の中国人被課税人口に対応しているわけではなかった¹⁵⁾ 結局、マニラの中国人移民は、実質的に、これらの中国人指導者の支配の下にあったといえる。

以上のように、清朝の「遷界令」は、スペイン領フィリピンの社会経済構造を変容させる端緒となった。すなわち、福建—マニラ間貿易の不振を契機として、従来「パリアン」を核にマニラ周辺に相対的に集中していた中国人の活動領域が地方へと拡大し、その結果、各地域経済が本格的に中国人の影響を受けることとなり、中国人が植民地経済の実権を握るようになったと考えられる。実際、マニラ周辺各地では、18世紀中葉以降、中国系メスティーソ人口の顕著な析出がみられ、各地の町役人層に中国系メスティーソが進出してくる¹⁶⁾

「ブルボンの改革」はまた「カトリック的啓蒙」という理念にたっていた¹⁷⁾ アランディア総督の非カトリック教徒中国人の追放は、在住中国人の人口を減じ、その活動を抑制するのみならず、彼らを教会の管理下におくことを意味した。それゆえ、支配の正統性原理の観点はもとより、スペイン植民地政府による中国人の把捉を容易にした点で、「スペイン帝国」全域にわたって中央集権的な統治体制を確立することを目指す「ブルボンの改革」の理念に適うものであった。

アランディア総督による追放の結果、マニラを中心とするスペイン領フィリ

ピンの中国人移民社会は縮小し、かつカトリック化／「脱中国人化」した。その結果、従来のパリアンは、スペイン植民地の正統な住民——中国人カトリック教徒、スペイン人、中国系メスティーソ、諸島住民などが入り交じって商業活動を行う場になった¹⁸⁾ 他方、福建—マニラ間貿易により毎年マニラにやってくる「異教徒」中国人は、新たにバシグ川河口近くに築かれたアルカイセリア・サン・フェルナンドが貿易・宿泊施設として指定された。彼らは、植民地の「他者」であり、それゆえ、一時滞在者として許容されるのみで、アルカイセリアに収容され、貿易終了後は帰国させられる存在であった¹⁹⁾

これによって、カトリック教徒の中国人移民と、それ以外の季節滞在の中国人が明確に区別され、理論的には、スペイン領フィリピンの支配に服する住民は全て「カトリック化」され、スペインの「臣民」となった。当時のスペイン国王フェルナンド6世（在位、1746-1759年）は、1758年に、改宗した中国人は、その他の諸島住民と信仰を同じくするのであるから、中国人であることを理由に、司法行政面において差別して取り扱ってはならないとの勅令を発している²⁰⁾ これは、スペイン国王が、カトリシズムを受容した中国人移民について、その統治理念上、もはや「脱中国人化」すなわち「土着化」しており、それゆえ、彼らを「他者」としてではなく植民地社会の正統な構成員、他の土着の住民と変わらない存在として認知したことを示しているといえよう。

3. バスコ総督の中国人統治政策

その後、イギリスがマニラを占領したさいに対英協力したとの理由で、事実上、全ての在住中国人が追放され、約10年にわたって新たな中国人移民の流入が途絶した。1778年に着任したバスコ総督（在任、1778-87年）は一転して、「ブルボンの改革」を推進するべく、中国人移民を導入しての植民地経済開発に着手した。しかし、新規の移民を原則的にカトリック教徒としたため、その数は必ずしも増大しなかった。その意味で、この経済開発方針は、所期の目的を達したとはいえず、失敗であった²¹⁾ 結果的に、スペイン領フィリピンには、

比較的小規模のカトリック化した中国人移民社会が存続することになった。

バスコ総督は、これらの中国人の受入れに当たって、アランディア総督により示された方針を踏襲しつつ、植民地政府が彼らを把捉するしくみを整備した。1778年8月10日付の総督令は、まずマニラにおいて、中国人移民を、中国人頭領の協力の下に植民地政府の会計官が管理する総課税台帳 (padrón general) に登録し、それに基づいて、定住許可証 (licencia de radicación) を発行するとした。定住許可証は、中国人移民に対して新たに導入された人頭税徴収の基礎となるもので、その携行が義務づけられた。その後、地方に居住することを希望する者には地方居住許可証が発行された。彼らは、当該各地方(州)の長官の下に出頭して許可証に裏書を受け、さらに各居住地のバランガイ (貢税納入グループ) に繰り入れられることとなった。すなわち、制度上、スペイン総督府による在住中国人人口の把握が可能になり、理論上、徴税請負制に依存する必要はなくなったのである²³⁾

次に、バスコ総督は、結婚を希望する中国人に対して、その旨、あらかじめ自身の定住許可証を添えて総督府に申請させ、本人がスペイン国王の「臣民」としての義務を果たしていると確認された場合にのみ、結婚にかかる審査を司教区裁判所に申請する許可を与えることとした。すなわち、当該の中国人は、まず総督府による定住許可証と総課税台帳との照合に基づく本人確認および人頭税の納入状況の確認を受けたうえ、所属教区 (聖堂区) において主任司祭の下で洗礼簿と定住許可証の照合による本人確認を受けねばならなかった。さらに、教区主任司祭は、申請者が敬虔なカトリック教徒としてミサに定期的に出席し、告解を行っているかなどの審査を行い、これらの所見について証明書類を作成し、総督府に提出したのである²³⁾

この当時、マニラの中国人は、実際の居住地の教区教会ではなく、パリアン教区に属することになっており、これらの中国人信徒の受洗や婚姻等にかかる記録は、パリアン教区簿冊に集約されていた。それゆえ、バスコ総督の方策は、「結婚申請」という機会に限定されてはいたが、少なくともマニラに居住する中国人移民について、総督府が教会の権威を従属させつつ、両者を有機的に連

携——世俗権力と教会の記録の照合——させたことを意味し、中国人移民の一元統制を目指した点で特筆される。これは、「ブルボンの改革」が目指すものでもあった。

4. 中国人移民とカトリシズム —— スペイン人の疑念 ——

前節のように、バスコ総督は、中国人を統治する上で、特に、移民の「結婚申請」に当たって厳格な資格審査を求めた。それはなぜであろうか²⁴⁾

アランディア総督による非カトリック教徒中国人の追放以後、バスコ総督の下で一層の充実をみたスペインの中国人統治政策は、少なくとも1820年頃までは堅持された。この時期、移民として流入する中国人は、便宜上あるいは名目的であったにせよ、カトリシズムを受容することにより、スペインの統治理念上、植民地の正統な構成要素となった。別言すると、彼らはスペイン領フィリピンに「帰化」したといえる。それゆえ、彼らは、現地女性と教会に認知された結婚を行って家族を形成し、子孫を残すことが許されたのである。その子孫である中国系メステイソは、もはや「定住許可証」を必要としない、生まれながらに、スペイン領フィリピン社会における正統な住民であった。

このことは同時に、当時のスペイン領フィリピンでは、個々人の志向はどうあれ、植民地統治理念上、中国人移民が「僑居者 (sojourners)」であり続けること、あるいは、「僑居し続けること (sojourning)」が許されなくなったことを意味した²⁵⁾。当時の中国人移民の立場からみると、カトリシズムの受容は、もはや個人の信仰の問題ではなく、スペイン植民地に生きる戦略になったのである。ここに、スペイン植民地統治の理念と個々の中国人移民の改宗の意図との間に、逆説的に「ずれ」が生じ、スペイン人、なかでも聖職者が坐視できない程度にそれが拡大し、顕在化する余地が生まれたといえよう。

以下では、当時のスペイン人が抱いていた中国人のカトリック信仰に対する疑念について、フィリピン・ルソン島南部バタンガス州タアルの「カイサイの聖母」(図像としては「無原罪のお宿りの聖母」)にまつわる奇跡譚を手掛か

りにみてみたい。

「カイササイの聖母」は木彫の頭部をもつ 30 センチ程の小像である。しかし、その靈験によりフィリピンの聖母マリア崇敬を代表する一つとして、各地から熱心な信者を集めている。タアルは、現在、中国人商店の存在しない行政町(ムニシパリティ)として知られている。ところが、「カイササイの聖母」像は、中国人(フィリピン華人)の間で「天上聖母(媽祖)」と考えられ、1960年代以降、特に1974年から多数の信者が訪れている。さらに州都のバタンガスにある「媽祖天后宮」(1975年建設)の媽祖は、「カイササイの聖母」のレプリカである²⁶⁾

一方、「カイササイの聖母」の靈験は17世紀初頭に遡る。その概要は、一般の信者向けの「カイササイの聖母」に捧げるノベナ(9日間の祈り)のための祈禱書にも「聖母略史」として附載されているが、これは、当地の司牧を担当していた18世紀のアウグスティノ会の司祭ベンクチリョによって著されたものである²⁷⁾

この聖母像は、1603年にタアル町カイササイのパンシピット川で地元の漁師ファン・マニカッドが偶然に網で掬ったもので、マニカッドに特別な豊漁をもたらしたとされる。その後、その管理はプリンシパリーア(地元の有力者)層の女性に託されたが、なぜか聖母は姿を消した。しかし、聖母は、1611-19年の間、カイササイ近くの泉のほとりの岩や木の上などで、たびたび複数の村人の前に出現し、人びとの眼病などを癒す靈験があった。そこで、1620年に、その場所に聖母のための石造の聖堂が設けられることになり、それは1639年に完成した。

敬虔なカトリック信徒であった中国人石工のファン・インビン(あるいはハイビン)は、聖堂建設に携わっていたが、1639年に起こった大規模な中国人蜂起・虐殺事件に巻き込まれ、彼自身は無実であったにもかかわらず、地元住民によって斬り殺された。しかし、インビンは、「カイササイの聖母」の導きによって救われて蘇生し、カイササイ近くの泉のほとりに倒れているところを発見された。その奇跡は、インビンの口から語られ、調査に当たったアウグス

ティノ会によって記録されたと伝えられる。その後、インビンは、長年にわたって聖母を崇敬し帰依し続けた。ところが、次第に聖母への感謝を忘れ、カトリック信徒としての務めを果たさず、ミサにも告解にも与らずに、聖母よりも妻の方が大切だと述べるようになった。その結果、インビンは、「カイササイの聖母」の怒りに触れ、農作業中に犁を牽いていた水牛が突然暴れ出して突き殺されたのである。

現在に伝えられている「カイササイの聖母」の奇跡は、当地の司牧を担当しているアウグスティノ会の同時代の記録を基にしている。すなわち、この奇跡譚には、17世紀早期の人びとにおけるカトリシズム受容の様相、および1639年の虐殺事件や「カイササイの聖母」を祀る聖堂建設などの史実にかかる部分を含んでいる。さらに、この奇跡譚は、「聖母略史」が著された18世紀当時のスペイン人聖職者の中国人信徒に対する認識、すなわち、スペイン領フィリピンと中国人移民との関係について、当時までの歴史的経験、およびその当時の植民地社会の状況をも反映していると考えられる。別言すれば、この奇跡譚は、インビンが聖堂建設に雇用された石工であったように、中国人移民は、各地域社会での需要に応じて、マニラを離れ、技術をもってその地に進出し、その過程で、カトリシズムに帰依して信仰を実践する者も存在したこと、さらに、中国人移民が農業を営むなどして次第に地域社会の一員として定着し、その地で家族を形成するようになっていたことを表象していると思われる²⁸⁾

しかし、なぜインビンは、敬虔なカトリック信徒として聖母に救われ、長年の聖母への帰依の後に、不信心者として農作業中に非業の死を遂げねばならなかったのだろうか。18世紀のアウグスティノ会の年代記著者カシミロ・ディアス（1693-1746年）が語るところによれば、インビンは、月日の経過とともに、「中国人カトリック信徒に普遍的に見られる信仰への無関心な態度（これを取り除くことは至難の業であるのだが）を示すばかりでなく、それ以下に墮してミサや告解にも与らず、そのため、神の恩寵を蔑ろにする者への戒めとして非業の死を遂げたのである」²⁹⁾ また、ノベナ附載の「聖母略史」は、インビンの非業の死を述べた後、人びとに聖母への誓いを軽んずることなく変

わらぬ真の信心を実践するよう呼びかけている。

ディアスの述べるような中国人信徒に対する不信感は、他のスペイン人聖職者の記述にも散見され、教会あるいは聖職者たちが中国人移民のカトリック改宗の意図や信仰実践のあり方について強い疑念をもっていたことを示している。実際、中国人改宗者のなかには、植民地にとどまる方便としてカトリック信仰を受容した例も少なくなく、たとえば、死床洗礼や癒しの秘跡が利用されるなどし、また「受洗証明書」が売買されていたであろうことが、18世紀末葉のマニラ大司教座関係文書史料より垣間みえる³⁰⁾なかでも、中国人カトリック信徒の「偶像崇拜」については、スペイン人聖職者の間で特に問題になっていた。彼らが、相変わらず、道教や儒教の神像、あるいは仏像、あるいは図像等を前に、間断なく礼拝を行っているとの非難がなされたのである³¹⁾

18世紀中葉以降、中国人移民社会が総体として「カトリック化」したことは、逆説的に、個々の中国人移民のカトリック信仰の「質」について疑念を生じさせることになった。果たして彼らは、真のカトリック教徒、すなわち、スペイン領フィリピンを構成する正統な住民、スペイン国王の「臣民」であるのか。バスコ総督が中国人の結婚申請に当たって、カトリックの信仰実践を入念に問うたのは、その疑念を反映していたといえよう。

5. 「聖人崇敬」と「偶像崇拜」のあいだ

一方、このような中国人カトリック信徒がスペイン領フィリピンにおける、そして現代フィリピンにも繋がる聖人崇敬の興隆に寄与した点も見逃せない。

たとえば、アウグスティノ会の聖人、トレンティーノの聖ニコラスは、マニラの中国人の間で、嵐等の海難から救ってくれる守護聖人として崇敬を集めていた。当時の中国人の聖ニコラスに対する崇敬ぶりは、「マニラの中国人で、家にその図像を孔子像とともに祀っていない者はほとんどいない」程であったといわれる。なかでも、河口から約12キロメートル遡ったパシグ川左岸の高みに位置するグアダルーベ教会での祭礼には、多くの中国人信徒が参加し、聖

ニコラス像に大量の長大な紅色の蠟燭を捧げた。19世紀中葉の記録であるが、祭礼の呼び物は、パシグ川下流からグアダルーペまでの聖ニコラス像を擁しての水上行列で、地元の楽隊を乗せた小船を先導に、船上に極彩色の中国風の櫓（pagoda china と表現された）が組まれた双胴船が続き、中国人の楽隊を伴い、歌謡も行われた。祭礼の最後には、花火や爆竹が鳴らされ、櫓が燃やされた。水上行列の後、聖像が教会の祭壇に安置されるや人びとは、中国人も一般信徒も含めて、凄まじい勢いで熱狂的に像に触れ、そのご利益に与ろうとした。その様相は、「偶像崇拜」の域に達し、正統なカトリシズムの教義を逸脱しているとも考えられた。さらに、「カトリック信仰の熱狂と異教の儀礼が組合わさって噴出した」とも表現されうるものであった³²⁾

また、毎年、福建よりマニラに入港する中国のジャンク船は、航海安全などの目的で船上に祀っている神像等の他に、カトリックの聖像のごとく造型されているものを含めて、多種多様な神像や図像等を舶載してきた。そのなかには、中国人移民だけではなく、一般の「土着」の人びと（naturales）の間で靈験のある正統な「カトリック聖像」として「崇敬」され、巡礼の対象となっているものもあった。スペイン人聖職者をはじめ、フィリピン植民地当局は、このような状況が諸島住民のカトリシズムの正統教義から逸脱する傾向を促進し「偶像崇拜」を助長しているとして危機感をつのらせた。その対策として、植民地政府は、中国船がこれらの神像等を植民地に持ち込むことを禁止するとともに、毎年、規制をかいくぐってもちこまれた多数の神像や図像を禁制の「偶像」であるとして摘発し、焼却処分するなどした³³⁾

ここで「偶像崇拜」とされるのは、現代フィリピンのカトリシズム信仰を特徴づける「フォーク・カトリシズム」といわれる事象に繋がるものと考えられる。当時のスペイン人聖職者を悩ませたのは、諸島住民を「正しい」信仰に導こうとする司牧を超えて「異教」の習俗・儀礼を維持している中国人カトリック信徒の遍在であった。そして、これらの中国人と「土着」の諸島住民は、聖職者により「偶像崇拜」と断罪された彼らの「カトリック信仰」によって結びついていた。まさに、このような状況認識の下に、中国人石工インピンは、不信心

者あるいは背教者として、農作業中に水牛に突かれて非業の死を遂げ、人びとは、これを教訓として「正しい」信仰を実践するよう求められたのだといえよう。

お わ り に

本稿が対象とした時期において、スペイン領フィリピンの中国人移民社会は、総体として「カトリック化」し、理念的に、スペイン国王の「臣民」として、植民地社会の正統な構成要素となった。彼らは、名目的であろうと、カトリック信徒として、「土着化」して植民地で家族を形成し、混血の子孫、中国系メスティーソを生み出した。

もちろん、スペイン領フィリピンには、16世紀以来、少数派であったとはいえ、カトリシズムを受容した中国人は一貫して存在しており、その子孫である中国系メスティーソの数的蓄積、各地の地域社会への定着もあった。しかし、ここで重要なのは、1755年の非カトリック教徒中国人追放の実施以前において、カトリックへの改宗は、個々の中国人移民が植民地社会において生きる上での選択肢の一つに過ぎなかったことである。ところが、この時期、カトリシズムの受容が定住の要件となり、非改宗者は、植民地の「僑居者」すなわち一時滞在者として、また、スペイン国王の権威に服さない「異教徒（=不忠実な中国人）」として、スペイン植民地社会の辺縁に追いやられ、原則として、アルカイセリア・サン・フェルナンドに収容された。ここにスペイン領フィリピンにおける中国人社会の歴史を考える上で、他の東南アジア諸地域にはみられない、あるいは特筆される点があると思われる。

一方、現実には、カトリック教徒の中国人と「異教徒」中国人の間には緊密な連携があり、当該の個々人のカトリック信仰のあり方や現地社会への適応の状況は多様であった。すなわち、彼らがカトリシズムを受容したことは、直ちに祖先崇拜を核とする、道教あるいは仏教的信仰体系の放棄を意味しなかったし、また、フィリピン植民地における婚姻と定住は、故郷との断絶を意味しなかった。これらの中国人移民のアイデンティティのあり方は多様であり、彼らの植

民地社会への統合は重層的で複雑な過程であった。

たとえば、マニラの公正証書による遺言を検討してみると、陳述者が定式化された遺言の前段でカトリシズムの教義を受け入れ、カトリック信徒として魂の救済を希求して死ぬとしている。しかし、多くの改宗中国人は、それに続く実質的内容の部分で「中国の慣習に従った経帷子をまとして葬儀や埋葬が執り行われる」よう指示していた。このことは、深層において彼らの多くが祖先崇拜を核とする中国の信仰・価値体系を放棄していないことを示している³⁴⁾

一方、中国系メスティーソは、中国人社会と密接な関わりをもちつつも、スペインの住民分類に基づいた統治方針もあって、次第に独自のアイデンティティを保持する社会集団として成長した。なかでも、19世紀中葉までに析出した中国系メスティーソは、全体としてみると、19世紀末葉までに現地化あるいは「土着化」しつつ、植民地経済の発展に重要な役割を果たし、中国人移民社会とは距離をおくようになっていた³⁵⁾さらに、世紀末葉にかけて多くの中国系メスティーソが「メスティーソ」であることをやめ、「土地の人（ナチュラル）」に鞍替えていた³⁶⁾そのなかから、自覚的に生地に「土着」して、「スペイン人」に対応する「フィリピン人」の創出を担う人びとも輩出された。

しかし、個々人のアイデンティティに注目すると、そのあり方は多様で、特に第一世代メスティーソには実質的な「中国人」も存在した³⁷⁾そこに、中国系メスティーソ女性および中国系メスティーソ社会の両義性——中国人カトリック教徒の現地化を促進する一方、中国人移民社会の存続を保証する——があった。その意味で、中国人移民への妻の提供元として、マニラの中国系メスティーソ社会が存在した側面にも注意を払う必要がある。すなわち、マニラの中国人移民の多くは、中国系メスティーソ女性を婚姻の相手に選んでいたのである³⁸⁾

フィリピン植民地政府は、当時の国際情勢とも相まって、1830-40年代以降、移民の宗教を問わない移民奨励策を採用した。そのなかで、16世紀末葉に中国人カトリック信徒とその家族のために設けられたビノンドは、19世紀以降、急速に外国商館の立ち並ぶ金融・商業の中心地として発展した³⁹⁾ビノン

ドには、1800年頃に「中国人組合 (Gremio de Chinos)」が設立され、19世紀を通じて、増大する中国人社会の利害を代表する強力な自治機関として発展した。グレミオは、19世紀末葉までには、カトリック信仰を基底にすえた植民社会のなかにあつて、清朝の官人服に身を包んだ指導者(頭領)の統治の下で、清朝との関わりを深めながら、自らを「異教徒」として異化しつつある「華僑」社会を可視化し、象徴するものとなった⁴⁰⁾。しかし、スペイン領フィリピンにあつては、移民の宗教が問われなくなって以後も、19世紀末葉に至るまでグレミオの頭領は「カトリック教徒」でなければならなかった。その意味で、理論上、これらの指導者は常に初代の移民であつた。すなわち、スペイン領フィリピンでは、東南アジアの他の諸地域にみられるような現地化しつつも数世代にわたって「中国人」であり続けることは不可能であつた。それゆえ、当時のマニラの中国系メスティーソ社会のなかでも、特にメスティーソ女性には中国人移民社会の存続に不可欠な役割があつたといえる。

スペイン領フィリピンにおいて、「中国人移民社会」の存続を保証し、中国人移民および中国系メスティーソを結びつけ、さらに中国人移民と「土着」の諸島住民を結びつけたものは一貫してカトリシズムであつた。異教の「他者」である中国人移民は、カトリシズムを受容して「帰化」し、スペイン国王の「臣民」となつた。その「臣民」から生まれた中国系メスティーソは、さまざまな位相をもち、「異化」あるいは「僑居化」のベクトルも作用するなかで、総体として、スペイン領フィリピン諸島に固有の「土地の人」になり、それゆえ「フィリピン人」になることができたといえよう。

注

- 1) 池端雪浦「フィリピンにおける植民地支配とカトリシズム」石井米雄編『東南アジアの歴史』(講座東南アジア学四)弘文堂、1991年、217-242頁所収。
- 2) この点に関しては、John A. Larkin, "Philippine History Reconsidered: A Socioeconomic Perspective," *The American Historical Review* 87 (June 1982): 595-628を参照のこと。また、

この時期、および、それ以降の社会的諸変化については、本稿の関心との関連から、植民地行政の末端への中国系メスティーソの進出との関わりで論じた、池端雪浦「フィリピンにおける現地人官僚制度の変容—スペイン体制後期を中心にして—」石井米雄、辛島昇、和田久徳編著『東南アジア世界の歴史的位相』東大出版会、1992年、176-199頁所収を参照のこと。（「現地人官僚制度」と略記する）。なお、本稿で言及する「中国系メスティーソ」とは、スペインによるフィリピン植民地の住民分類の一つで、スペイン領フィリピン固有の歴史的存在である。

- 3) Edgar Wickberg, "The Chinese Mestizo in Philippine History," *Journal of Southeast Asian History* 5 (March 1964): 62-100; and *idem*, *The Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven, Conn.: Yale University Press, 1965; rpt. ed., Manila: Ateneo de Manila University Press, 2000).
- 4) アランディア総督の非カトリック教徒中国人の追放の経緯と意義については、菅谷成子「18世紀中期のフィリピンにおけるアランディア総督の非キリスト教徒中国人の追放—中国系メスティーソの興隆の契機をめぐって—」『東南アジア—歴史と文化—』19 (1990), 26-42頁; および菅谷「18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と中国系メスティーソの興隆—「結婚調査文書」を手がかりとして—」『東洋文化研究所紀要』139 (2000), 420-444頁を参照のこと。（「結婚調査文書」と略記する）。
- 5) スペイン本国あるいはメキシコ副王領から派遣される総督をはじめとする官員や兵士、スペイン国王の勅令、その他の本国からの指示・指令などもガレオン船によってマニラにもたらされた。マニラ・ガレオン貿易については、William Lytle Schurz, *The Manila Galleon* (New York: Dutton, 1939; rpt. ed., Everyman Paperback, 1959) を参照のこと。財政補填金シトゥアードは、純然たるメキシコ副王領からの財政援助金と、アカプルコで徴収されたマニラ・ガレオン貿易にかかる関税の返戻金とから構成されていた (Leslie E. Bauzon, *Deficit Government: Mexico and the Philippine Situado, 1606-1804*, East Asian Cultural Studies, ser. no. 21 (Tokyo: Centre for East Asian Cultural Studies, 1981))。近年、ルイス・アロンソは、シトゥアードは、必ずしもフィリピン植民地財政に不可欠のものではなく、植民地財政は、従来、考えられていたより自立していたとの見解を提出している (Luis Alonso, "Financing the Empire: The Nature of the Tax System in the Philippines, 1565-1804," *Philippine Studies* 51 (January 2003): 63-95 を参照のこと)。
- 6) パリアンの歴史については、箭内健次「マニラの所謂パリアンに就いて」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』5 (1938), および, Sonia L. Pinto, "The Parian, 1581-1762," MA thesis, Ateneo de Manila University, 1964; Alberto Santamaria, "The Chinese Parian (El Parian de los Sangleyes)," in *The Chinese in the Philippines* (Manila: Solidaridad, 1966-69),

- ed. by Alfonso Felix, Jr., vol. 1: 1570-1770, pp. 67-118 を参照のこと。
- 7) 「結婚調査文書」, 437-439 頁。
- 8) Lorelei D. C. de Viana, *Three Centuries of Binondo Architecture 1594-1898: A Socio-Historical Perspective* (Manila: University of Santo Tomas Publishing House, 2001), pp. 12-18; and Anna Maria L. Harper, *Santa Cruz Church: A Living Heritage* (Manila: Sta. Cruz Parish Pastoral Council, 2004), pp. 9-10, and 19. また、サンタ・クルス教会の洗礼簿は、マニラ大司教座文書館 (AAM) に保存されている (Libro de Bautismos, Santa Cruz, AAM)。
- 9) 聖ロレンソについては, Fidel Villaruel, *Lorenzo de Manila: The Protomartyr of the Philippines and His Companions* (Manila: UST Press, 1988) を、またマザー・イグナシアおよび RVM の起源については, Marcelino A. Foronda, Jr., *Mother Ignacia and Her Beaterio* (Makati: St. Paul Publications, 1975) を参照のこと。
- 10) 立石博高「改革の時代」立石, 若松隆編『概説スペイン史』有斐閣, 1987 年, 64-85 頁。スペイン・ブルボン朝とハプスブルグ朝の「スペイン帝国」統治理念の違い, 「ブルボン改革」が合理的の精神に則って, 帝国に財政的・経済的の繁栄をもたらす手段として, 広大な「スペイン帝国」の多様性を無視して一元的に中央主権的な行政機構を打ち立てようとした結果, 帝国の瓦解を促進したことについては, Colin M. MacLachlan, *Spain's Empire in the New World: The Role of Ideas in Institutional and Social Change* (Berkeley: University of California Press, 1988) を参照。
- 11) 「遷界令」については, 浦廉一「清初の遷界令の研究」『広島大学文学部紀要』5(1954), 124-158 頁参照のこと。また, 福建-マニラ間貿易の規模などについては, Pierre Chaunu, *Les Philippines et le Pacifique des Ibériques (XVI^e, XVII^e, XVIII^e siècles) - Introduction méthodologiques et indices d'activité* (Paris: S. E. V. P. E. N., 1960), pp. 164-169 and pp. 200-216 を参照のこと。
- 12) イギリスのマニラ貿易については, Serafin D. Quiason, "English Country Trade" with the Philippines, 1644-1765 (Quezon City: University of the Philippines Press, 1966) を参照のこと。
- 13) Nicholas Cushner and Helen Tubangi, eds., *Cedulario de Manila: A Collection of Laws Emanating from Spain Which Governed the City of Manila 1754-1832* (Manila: National Archives, 1971), pp. 68-72. (Cedulario と略記する)。
- 14) Miguel Rodríguez Bériz, *Diccionario de la administración de Filipinas: Anuario de 1888* (Manila: Imp. y Lito. de Pérez, hijo, 1887-1888), 2 vols., 1: 560-562. (Anuario と略記する)。なお, スペイン人の危惧する中国人の「悪習」の一つは「偶像崇拜」であった。中国人の持込んだ「偶像」がカトリックの靈験あらたかな「聖像」として人びとの崇敬の対

- 象になることも稀ではなかった。
- 15) “Año de 1779: Testimonio literal del expediente formado a consecuencia de Reales determinaciones sobre el extablecimiento de los Sangleyes en estas Yslas, con el Padron General de ellos admitidos en este presente año,” Filipinas, legajo 715, Archivo General de Indias.
 - 16) 「現地人官僚制度」, 184-188 頁。
 - 17) 立石「国民国家の形成と地域ナショナリズムの擡頭」立石, 中塚次郎編『スペインにおける国家と地域—ナショナリズムの相克』国際書院, 2002 年, 19 頁。
 - 18) Bando, 27 May 1771, *Anuario*, 1: 581-582.
 - 19) Manuel Buzeta and Felipe Bravo, *Diccionario geográfico, estadístico, histórico de las Islas Filipinas* (Madrid: J. C. de Peña, 1850-51), 2 vols, 1: 138, and 2: 238; *Colección de autos acordados de la Real Audiencia Chancillería de Filipinas*. (Manila: Imp. de Ramírez y Gilaudier, 1861-66), 5 vols., 1: 12-13; and *Ordenanza que se ha de observar en la capital de Manila en el recibo, estancia, y tornavuelta de los sangleyes infieles, que del reyno de China vengan a comerciar*, segvn las de sv magestad, 12 January 1756 (Manila: Impresa en el Colegio de la Compañía de Iesus de Manila por D. Nicolas de la Cruz Bagay, 1756).
 - 20) Real Cédula, 7 February 1758, *Anuario*., 1: 575-576.
 - 21) Lourdes Díaz-Trechuelo, “The Economic Background,” in *The Chinese in the Philippines* (Manila: Solidaridad Publishing House, 1966-1969), ed. by Felix, vol. 2: *1770-1898*, pp. 31-42. バスコ総督は, 中国人移民受入れの上限を 4,000 人に定めた (*Anuario*, 1: 591; and *Cedulario*, p. 163)。しかし, その人口は, 18 世紀末に至っても, この上限に達していなかった (菅谷「一八世紀フィリピンにおける中国人移民社会の変容と中国系メスティーソの興隆—対英協力中国人の追放をめぐる—」『東洋学報』76-3・4 (1995), 82-83 頁)。
 - 22) Circular, 6 April 1783, *Anuario*, 2: 851-852; および菅谷「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発—中国人移民奨励と養蚕業振興策—」『南方文化』13 (1986), 53-57 頁。ただし, 現実には, 中国人頭領の協力が不可欠で, さらに, これらの中国人は移動性が高く, 福健省の故郷との間を往来する者も少なくなく, 彼らを把捉することには多くの困難がともなった。スペイン総督府にとって, いかにして効率的に, 中国人移民の動静を把握し, 彼らから徴税するかは大きな課題であり続けた。
 - 23) Provisorato, AAM; and Informaciones matrimoniales, AAM.
 - 24) バスコ総督の着任以前は, 中国人はカトリック教徒であれば, 直ちに司教区裁判所 (*juzgado provisoral*) に, 婚約者とともに, あるいは婚約者の居住地が遠方であれば, 当該の中国人のみが出頭して, 主任裁判官である法務長官 (*juez provisor oficial*) および主席公証人 (*notario mayor*) の前で, 申し立てを行い, 結婚申請にかかる審査を受けて特に問題

- がないと認められれば、結婚の許可を得ることができた（「結婚調査文書」, 434-437頁）。
- 25) Wang Gungwu, "Sojourning: The Chinese Experience in Southeast Asia," in *Sojourners and Settlers: Histories of Southeast Asia and the Chinese* (St Leonards, NWS: Allen & Unwin, 1996), ed. by Anthony Reid, pp. 1-14.
- 26) Monica Feria and Joey Hashimoto, "The Chinese Connection," *400 Years of Our Lady of Caysasay: A Commemorative Magazine*, December 8-9, 2003, pp. 58-61; and Teresita Ang See and Go Bon Juan, "Religious Syncretism among Chinese in the Philippines," in *Chinese in the Philippines* (Manila: Kaisa Para Sa Kaunlaran, 1997), ed. by Teresita Ang See, 1: 65-75.
- 27) Francisco Bencuchilla[o], *Sketch of the Miraculous Image of Our Lady of Caysasay*, trans. by Vicente Catapang (Sambat, Taal, Batangas, 1953). 以下の記述は、上記の他に Feria and Hashimoto, "The Chinese Connection"; *idem*, "The Lady from Taal," *ibid.*, pp. 26-40; および Jose Manaligod Cruz, "Tagalog Society under Colonial Rule, 1600-1700 (Philippines)," Ph. D. dissertation, Cornell University, 1999, pp. 108-136 による。
- 28) 17世紀末葉までには、タアルには、中国系メスティーソ人口の蓄積がみられた。彼らは、在地の有力者層とともに率先して教会に通い、住民に模範を示すよう求められていた。また、彼らは当地の経済活動の担い手であった (Pedro Andrés de Castro y Amuedo, "Historia de la provincia de Batangas. Año de 1790," in Manuel Merino, ed., "La provincia filipina de Batangas vista por un misionero a fines del siglo XVIII," *Missionalia hispánica* 34 (1977): 164-166, and 182 を参照のこと)。(“Batangas” と略記する)。
- 29) Feria and Hashimoto, "Chinese Connection," p. 61.
- 30) Provisorato, AAM; and Informaciones matrimoniales, AAM.
- 31) Provisorato, AAM. また、バスコ総督は、中国人固有の信仰・儀礼体系を偶像崇拜として否定し、カトリシズムを旨とする植民地からいっさい排除しようとした (*Anuario*, 1: 587-588)。
- 32) José María A. Carino, *José Honorato Lozano: Filipinas 1847* (Makati: Ars Mundi, Philippinae, 2002), pp. 140-141; and Pedro G. Galende, *Angeles in Stone: Augustinian Churches in the Philippines* (Manila: San Agustin Museum, 1999), p. 34.
- 33) *Anuario*, 1: 587-588; and "Batangas," pp. 173-174, and 210-211.
- 34) Protocolos de Manila, Records Management and Archives Office of the Republic of the Philippines (PNA).
- 35) Wickberg, "Chinese Mestizo"; and *idem*, *The Chinese in Philippine Life, 1850-1898*.
- 36) Daniel F. Doepfers, "Tracing the Decline of the Mestizo Categories in Philippine Life in the Late 19th Century." *Philippine Quarterly of Culture and Society* 22 (June 1994): 80-89; and

idem, "Evidence from the Grave: The Changing Social Composition of the Populations of Metropolitan Manila and Molo, Iloilo, during the Later Nineteenth Century," in *Population and History: The Demographic Origins of the Modern Philippines* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1998), eds. by Daniel Doepfers and Peter Xenos, pp. 265-277.

- 37) 中国系フィリピン人であるチューは、自身の経験にも照らして、「中国人」、「メスティーソ」あるいは「フィリピン人」などについて、そのアイデンティティの越境性、流動性あるいは多元性を論じている。特に、19世紀末葉から20世紀初頭における「中国人」あるいは「中国系メスティーソ」のアイデンティティのあり方に関して、当時のスペイン語史料に基づいて詳細な分析を行って、スペイン当局による「中国人」あるいは「メスティーソ」などという民族分類と現実の人びとの意識や行動とのずれを示し、これらの民族分類を固定的に捉えがちであった従来の分析枠組みを批判している (Richard T. Chu, "Rethinking the Chinese Mestizos of the Philippines," in *Beyond China: Migrating Identities* (Canberra: Study of the Chinese Southern Diaspora, The Australian National University, 2002), eds. by Shen Yuanfang and Penny Edwards, pp. 44-74; and "The 'Chinese' and the 'Mestizos' of the Philippines: Toward a New Interpretation," *Philippine Studies*, 50 (July 2002): 327-370を参照)。以上について詳細は、菅谷「スペイン領フィリピンにおける「中国人」- "Sangley," "Mestizo" および "Indio" のあいだ-」『東南アジア研究』43 (2006: 374-395)を参照のこと。

38) *Informaciones matrimoniales*, AAM.

39) De Viana, *Three Centuries of Binondo Architecture*, pp. 45-80, and 130-144.

40) *Ibid.*, pp. 63-72; and Wickberg, *The Chinese in Philippine Life*, pp. 80-81, 182-183, and 190.

(付記) 本稿は、2005年7月29日に東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 (AA研) において開催された国際シンポジウム「中国系移民の選択的アイデンティティ- 僑居化から土着化, トランス・ナショナルリティまで-」での報告をもとに、それを加筆・修正したものである。本シンポジウムは、二つの科学研究費補助金 (基盤研究 (A)) [「東南アジアにおける中国系住民の土着化・クレオール化についての人類学的研究」(AA研三尾裕子助教授) および「不平等条約体制下, 東アジアにおける外国人の法的地位」(島根県立大学貴志俊彦教授)], およびAA研共同研究プロジェクト「中国系移民の土着化/クレオール化/華人化についての人類学的研究」により共同開催された。